

企画提案指示書

1 委託する業務名

地域食農連携プロジェクト（北海道LFP）推進事業委託業務

2 業務の目的

本道における食産業の振興を図るため、国の令和3年度新規事業である「地域食農連携プロジェクト推進事業」（以下、LFPという。）の考え方を取り入れた「北海道LFP」を推進し、本道の農林水産物を活用した、新たなイノベーションを備えた食の新たなビジネスモデル（以下、ローカルフードビジネスという。）の原型づくりに取り組む。

なお、本事業の実施にあたっては、現在推進している「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅱ期>」の基本戦略のひとつに「輸出品目の拡大」を掲げていることから、この取組を将来の輸出額増に貢献する品目作りにつなげることも考慮に入れることとする。

【参考】

農林水産省 地域食農連携プロジェクト推進事業関連公開資料

(1) 令和3年度農林水産予算概算決定資料

https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r3kettei_pr33.pdf

(2) 地域食農連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/yosan/attach/pdf/index-94.pdf>

3 委託業務の内容

本委託業務は北海道における地域食農連携プロジェクト推進事業（北海道LFP）の事務局を委託するものであり、その業務内容は次のとおりとする。

【注】

以下、「中央LFP事務局」とは、国の補助金交付等要綱における定義に準じ、国が委託する「地域食農連携プロジェクト推進委託事業」の実施主体（受託者）を示す。

<令和3年度 農林水産省地域食農連携プロジェクト推進委託事業受託者及び連絡先>

株式会社アール・ピー・アイ

東京都千代田区神田神保町2丁目38番 いちご九段ビル 3階

代表電話番号 03-5212-3411

(1) 研修及び戦略会議の運営

北海道LFPの推進のため、道内の食品製造業等（食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業）及び食に関わる多様な事業者を対象とする研修及び戦略会議を企画・運営すること。

ア 研修の企画・運営

道（北海道LFPの実施主体）及び中央LFP事務局と調整のうえ、計3回の研修を企画・集客・運営する。この研修の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と本道の広域性に配慮し、オンラインでの参加を可能とするなど実施方法の工夫をすること。

なお、本事業における3回の研修の実施目的は以下のとおりとする。

特に1回目の研修については以後の事業の推進のうえで前提となる内容であることから、食に携わる広範囲かつ良質な受講者が参加できるよう、効果的な開催告知や参加者の募集方法を検討すること。

回数	実施目的
1	LFPの意義の理解と取組に向けた意識の醸成
2	北海道の特性を生かしたローカルフードビジネスのアイデアの磨き上げ
3	ローカルフードビジネスの推進に向けた知識の補強

イ 北海道LFP戦略会議の企画・運営

アに示した研修の内容を踏まえ、北海道におけるローカルフードビジネスの基本構想を検討し、基本構想に沿って取り組む事業内容（以下、プロジェクトという。）を決定する戦略会議を2回程度実施する。戦略会議の実施についても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と本道の広域性に配慮し、オンラインでの参加を可能とするなどの実施方法の工夫をすること。

(2) LFPプラットフォームの形成

北海道LFP事務局として、北海道LFPの研修や戦略会議に参加する事業者等（以下、LFPパートナーという。）に対する随時の連絡調整を行うとともに、実施プロジェクトの決定後には、中央LFPの事務局及びコーディネーターと連携してプロジェクト実施主体の取組に対する支援を行うこと。

ア LFPパートナーの募集・勧誘

北海道LFPへの300者以上のパートナーの参加を目指し、道内外の関連事業者に北海道LFPの目的と取組を広く周知して研修等への参加を募るとともに、北海道LFPのローカルフードビジネスやプロジェクトの遂行に必要な技術や知識を持つ事業者等を、随時LFPパートナーに勧誘する。

イ LFPパートナーとの連絡調整

北海道LFP事務局として、LFPパートナーに対して北海道LFPに関する随時の連絡調整や情報提供を行う。

ウ プロジェクト支援

北海道LFP事務局として、北海道LFPのローカルフードビジネスの一環として取り組む事業者（群）によるプロジェクトの実施支援を行う。この業務には、以下を含む。

- (ア) 中央LFP事務局が行うハンズオン支援（専門家の派遣による指導）の補助
- (イ) プロジェクト実施主体が必要とする具体の業務（工程、業務、助言等）に対応可能な事業者、専門家、支援機関等とのマッチング
- (ウ) プロジェクトの推進や北海道への地域食農連携プロジェクト推進事業補助金の申請に係る、プロジェクト実施主体からの相談への対応

(3) 報告書の作成

上記(1)及び(2)の実施結果について報告書を作成すること。

(4) 納品を求める成果物

ア 報告書（紙媒体（A4版）：5部、電子媒体（CD-R又はDVD-R）：1式）

イ 納入期限 令和4年(2022年)3月4日（金）

4 委託期間

契約締結の日から令和4年(2022年)3月4日(金)までとする。

5 予算上限額

4,788千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

注： 本事業は、令和3年度(2021年度)の国の交付金の交付決定前の準備行為として行うものであり、交付決定日や国における交付額の変更などにより、委託期間や業務の内容、委託料の額の変更がありうることに留意すること。なお、交付額が減額となった場合、減額後の予算上限額の範囲内で委託契約を締結するものとする。

また、新型コロナウイルス感染症などの影響により、委託業務の実施を中止する場合又は業務内容を変更する場合がある。その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。

6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

- (1) 業務遂行能力全般
 - ア 受託事業者の組織体制が業務実施に必要なかつ十分なものとなっているか。
 - イ 広く道内の食品製造業等及び食に関わる多様な事業者の参画を促すにあたり、対象業界における実績と専門知識、業界のネットワークを有しているか。
 - ウ 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。
- (2) 企画提案内容
 - ア 研修の提案内容（開催の時期及び会場、進め方など）は適切かつ効果的であるか。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と本道の広域性に配慮した実施方法の工夫がなされているか。
 - イ 1回目の研修に関して、食に携わる広範囲かつ良質な受講者が参加できるよう、効果的な開催告知や参加者の募集方法を検討しているか。
 - ウ 戦略会議に係る提案内容（開催の時期及び会場、進め方など）が適切かつ効果的であるか。
 - エ 戦略会議の実施方法について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と本道の広域性に配慮した工夫がなされているか。
 - オ LFPパートナーの募集・勧誘に係る提案内容は効果的なものになっているか。
 - カ LFPパートナー（北海道LFPの研修や戦略会議に参加した事業者等）との連絡調整に係る提案は、本道食品製造業者等の実情に配慮した内容になっているか。
 - キ 中央LFP事務局（国の委託事業の受託者）によるハンズオン支援（専門家の派遣による指導）の補助が効果的に行われることが期待できるか。
 - ク プロジェクト実施主体が必要とする支援に対応可能な事業者等とのマッチングを効果的に行うことが可能か。
 - ケ プロジェクトに取り組む事業者（群）からのプロジェクト推進や地域食農連携プロジェクト推進事業補助金の申請に関する相談に対して、効果的な対応が可能か。

7 参加資格要件

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

- ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。
- ケ コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- (ア) コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
- (イ) 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

8 参加表明書等の提出

本入札への参加を希望するものは、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書及び添付資料(登記簿謄本(写)、納税証明書等)
- (2) 様式 別添様式による。
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出期限 令和3年(2021年)7月28日(水)午後5時(必着)
- (5) 提出場所 10の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)による。

9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書及び添付資料
- (2) 様式 企画提案書は、別添様式による。添付資料はA4サイズとし、任意様式とする。
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも7部
※1部は、提案者名を記載したもの。残りの6部は、提案者名を記載しないもの。
企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和3年(2021年)7月30日(金)午後5時(必着)
- (5) 提出場所 10の(4)のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれか)による。

10 その他

- (1) 公募手続において使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には提出者に無断で使用しない。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎9階)
北海道 経済部 食関連産業局 食産業振興課 輸出振興係(担当：佐藤)
TEL：(代表)011-231-4111(内線26-816) (直通)011-204-5312
FAX：011-232-8860